

岐阜市行政第41号  
平成21年5月28日

岐阜市教育委員会 様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 榊原 秀訓

保有個人情報利用停止（消去）請求に対する利用  
停止（消去）拒否処分に関する不服申立てについ  
て（答申）

平成20年6月12日付け岐阜市教委学指第232号で諮問のあった岐阜市教育委員  
会が行った利用停止（消去）拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申し  
ます。

担当 行政部行政課法規グループ

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立人が■■■■中学校2年生及び3年生に在籍したときの教科書並びに■■■■中学校を卒業したことを証する卒業証書の利用停止（消去）請求に対し、これを拒否した処分は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成20年5月21日付け岐阜市教委学指第213号で実施機関が行った保有個人情報利用停止（消去）拒否処分は、取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書、上申書、「上申書の一部訂正と上申書に付け加え文について（お願い）」と題する書面、「平成21年4月24日の審査会について（再度確認のお願い）」と題する書面及び口頭での意見陳述によれば、次のとおりである。

- (1) 卒業証書は、いったん利用停止及び消去をしても、年度番号が分かれば、代金を払ってでも再発行ができるものである。
- (2) 異議申立人は、■■■■中学校を卒業した後は通常の高校の教科書を使用しており、中学2年生及び3年生に在籍した当時の教科書は、今となつては無意味である。
- (3) 最新の教科書は、岐阜県図書館、岐阜県議会事務局等に備えてあるので、あえて古い教科書を保管する意味はない。
- (4) 教科書は、公文書ではない。

### 第3 実施機関の主張の要旨

#### 1 教科書について

教科書は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記載されていないため、保有個人情報に該当しない。

#### 2 卒業証書について

卒業証書は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記載された公文書であるので、保有個人情報にあたる。

実施機関は、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第31条の規定により、保有個人情報が法令及び条例に違反して取り扱われている状態であると認めるときは、利用停止又は消去をしなければならない。

そして、本件の保有個人情報の取扱いについては、以下のとおりであり、法令及び条例に違反して取り扱われているとはいえない。

- (1) 適法に取得されたか否かについて（条例第29条第1項第1号）

実施機関は、住民基本台帳に基づき学齢簿を編製（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第1条）し、その学齢簿に基づき各学校の校長に児童生徒の氏名が通知される（令第7条）。

その後児童生徒が入学した後は、校長は、保護者に対して、義務教育として行われる普通教育を実施することその他の教育活動を実施するという利用目的の範囲内で利用することを示して、生徒の生年月日等を記入した用紙の提出を求めている。

以上により、本件の保有個人情報とは適法に取得されたといえる。

- (2) 利用目的範囲外の保有及び利用に当たるか否かについて（条例第29条第1項第1号、条例第5条第2項、条例第10条第1項及び第2項）

卒業証書に記載される情報は、学校の全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与するために保有及び利用するものであり、卒業証書を授与する行為は、義務教育として行われる普通教育を実施することその他の教育活動の一環であるので、利用目的範囲内の保有及び利用といえる。

- (3) 本件保有個人情報が不要であるか否かについて（条例第29条第1項第1号、条例第7条第3号）

卒業証書は、校長が、学校の全課程を修了したと認めた者に授与しなければならないものであるもので、授与するまでは必要なものである。

以上から、本件請求に係る保有個人情報の取扱いに法令及び条例に違反する事実は認められない。

したがって、卒業証書の利用停止請求に理由は認められない。

## 第4 当審査会の判断

### 1 保有個人情報の消去

条例では、何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報の消去を請求することができるものとされている。

(1) 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

(2) 特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が保有されているとき。

(3) 不要となった保有個人情報が保有されているとき。

(4) 利用目的以外の目的のために保有個人情報が利用され、又は提供されているとき。

(条例第29条第1項、第5条第2項、第7条第3号並びに第10条第1項及び第2項)

そして、条例第31条において、実施機関は、消去の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、保有個人情報を消去しなければならないとされている。

### 2 教科書について

当審査会は、教科書が消去の請求の対象になるか否かを判断する。

教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第3条により国が購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給与され、同法第5条第1項により義務教育諸学校の設置者がそれぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものである。

実施機関の説明から、本件異議申立てに係る教科書（以下「本件教科書」という。）は学校で保管されており、教科書そのものには異議申立人の氏名の記載や異議申立人を識別し得る特別な記載等もないとのことである。

条例第2条第1項第4号により、保有個人情報とは、実施機関の保有する公文書に記録された個人情報であるところ、本件教科書には、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報は記録されていないと認められるので、本件教科書は保有個人情報に該当しない。

したがって、1で記したように消去の請求の対象は「自己を本人とする保有個人情報」であることから、本件教科書は消去の請求の対象とはならないと認められる。

### 3 卒業証書について

当審査会は、卒業証書が消去の請求の対象になるか否かを判断する。

卒業証書は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第113条において準用する同規則第58条の規定により、校長が学校の全課程を修了したと認めた者に授与しなければならないものである。

卒業証書には、証書番号、氏名、生年月日、卒業学校名及び卒業証書交付年月日が記載されるが、本件異議申立てに係る卒業証書（以下「本件卒業証書」という。）においても同じ情報が記載されており、これらの情報から異議申立人が識別される。

卒業証書は、校長が作成し、生徒に授与するまでの間は学校で保管する義務があると考えられ、本件卒業証書も学校で保管されている。

以上のことから、本件卒業証書には保有個人情報が記録されており、消去の請求の対象になると認められる。

次に、当審査会は、本件卒業証書の消去の請求に理由があるか否かを判断する。

1で記したように消去の請求が認められる理由は4つに限られることから、それらに該当するか否かを検討する。

#### (1) 「適法に取得されたものではない」に該当するか否か

学校が本件卒業証書に記録されている保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を取得する経緯は、次のとおりであることが認められる。

まず、実施機関が住民基本台帳に基づいて学齢簿を編製し（令第1条第1項及び第2項）、その学齢簿に基づいて実施機関が各学校の校長にその学校に就学させるべき児童生徒の名前を通知する（令第7条）。

次に、児童生徒が入学した後に各学校の校長は、保護者に対して、義務教育を実施することその他の教育活動を実施するという利用目的

の範囲内で利用することを示して、児童生徒の生年月日等の提供を求める。

以上の経緯から、法令に違反する点は認められず、本件保有個人情報、適法に取得されたといえる。

(2) 利用目的の達成に必要な範囲を超えた保有に該当するか否か

(1)で記したように、本件保有個人情報の利用目的は、義務教育を実施することその他の教育活動を実施することである。

本件保有個人情報は本件卒業証書に記録されて保有されているが、卒業証書を授与する行為は義務教育を実施することその他の教育活動の一環であるといえる。

したがって、卒業証書を授与するため、本件保有個人情報を本件卒業証書に記録し、これを保有していることは、利用目的の達成に必要な範囲内での保有といえる。

(3) 「不要となった保有個人情報」に該当するか否か

卒業証書は、学校教育法施行規則第113条において準用する同規則第58条において、校長が学校の全課程を修了したと認めた者に授与しなければならないとされているので、原則として卒業証書は生徒に授与するまで保管する必要があると考える。また、法令で授与が義務付けられているものについては、授与される者の意向で保管の要否が左右されるものではないと考えられる。

したがって、本件保有個人情報は、「不要となった保有個人情報」に該当しない。

(4) 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供に該当するか否か

本件保有個人情報は、本件卒業証書に記録されて保有されている。

(2)で記したように、卒業証書の授与は、利用目的の範囲内の行為である。

したがって、本件保有個人情報を卒業証書の授与のために利用することは、利用目的の範囲内の保有個人情報の利用といえる。

以上のことから、本件卒業証書の消去の請求に理由があるとは認められない。

#### 4 その他

2で記したように、本件教科書には異議申立人に係る個人情報の記載はなく、本件教科書は学校において異議申立人に給与するものとして保管してあるに過ぎない。教科書については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第5条第1項において、「義務教育諸学校の設置者」が「教科用図書」として、「当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする」とされているが、教科書は教科の主たる教材として教授の用に供せられる児童又は生徒用図書として（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条）、現実に授業を受けるときに使うという目的が

明確であることから、修学期間を経過した後は、この目的との関係では給与の必要性は低いといえる。

以上のことから、異議申立人が本件教科書の廃棄を希望する場合は、廃棄の意思を文書で実施機関に示せばよいものとする。

他方、3(3)で記したように、卒業証書は、校長が学校の全課程を修了したと認めた者に授与することが目的であり、異議申立人が廃棄の意思を示したとしても、実施機関が廃棄することはこの目的に適合しないことから、廃棄することができるものではないとする。

## 5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成20年	4月21日	保有個人情報利用停止請求
	5月21日	実施機関の利用停止（消去）拒否決定（岐阜市教委学指第213号）
	5月26日	異議申立て
	6月12日	諮問（岐阜市教委学指第232号）
	6月19日	実施機関に陳述書の提出依頼
	7月29日	陳述書提出
	8月4日	異議申立人に陳述書の写しを送付
平成21年	3月23日	審査会開催。異議申立人から意見書の提出。異議申立人及び実施機関から意見聴取
	4月24日	審査会開催。異議申立人から上申書及び「上申書の一部訂正と上申書に付け加え文について（お願い）」と題する書面の提出
	5月22日	審査会開催。異議申立人から「平成21年4月24日の審査会について（再度確認のお願い）」と題する書面の提出
	5月28日	答申